

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

山梨県では、「山梨県安全・安心なまちづくり条例」に基づき、犯罪の起こりにくいまちづくりを推進し、県民が安全かつ平穏に暮らすことのできる社会を実現するため、地域社会における犯罪防止のための自主的な活動の推進や犯罪の防止に配慮した生活環境の整備に取り組んでいます。

こうした中、本県における刑法犯の認知件数は、平成14年の約1万5千件をピークに減少傾向にあり、令和元年には4千件以下にまで減少しました。

しかし、検挙された人員に占める再犯者の比率は、令和元年は48.1%と検挙人員の半数近くが再犯者という状況であり、この比率は近年同水準で推移しています。

このため、犯罪や非行の防止への取り組みはもちろんのこと、犯罪をした者の立ち直りを支え、再犯を防止する取り組みが、安全・安心な地域社会の実現のために、重要なものとなっています。

県では、これまでも、犯罪や非行の防止と犯罪をした者等の更生についての理解を深め、犯罪や非行をした者たちの立ち直りを支える「社会を明るくする運動」などを推進しているところですが、再犯を防ぐためには、更に、社会全体の理解と関心を高め、偏見をなくし、円滑な社会復帰ができるよう、支援をしていく必要があります。

平成28年12月に公布、施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」（以下、「再犯防止推進法」という。）に基づき、地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有することとされました。

県では、こうした状況等を踏まえ、罪を犯した者が立ち直り、地域社会の一員として、ともに生き、支え合う社会づくりを促進し、もって県民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与するため、再犯の防止等に関し、国、市町村、民間団体その他の関係者と連携し、それぞれの適切な役割分担により、地域の実情に応じた施策を総合的に推進するため「山梨県再犯防止推進計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、再犯防止推進法第8条第1項に規定された「地方再犯防止推進計画」として策定する計画です。

また、県政運営の基本指針となる「山梨県総合計画」の部門計画として策定するものです。

3 計画の期間

令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間とします。